

Universal Oneサービス契約約款（第7編） 【現改比較表】 2020年7月1日現在

～2020年6月30日

2020年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第7編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日	▲Universal Oneサービス契約約款（第7編）（平成23年B N Sネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 契約</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>第13条 V P Nセンター契約の申込みをするときは、V P N代表者が、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当社が別に定める通信を行う場合における通信相手先の電気通信サービスの名称、契約者名及びV P Nグループ（それに相当するものを含みます。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>（注）本条第1項第2号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービスに係る電気通信設備との間で行う通信とします。</p> <p>第14条～第23条（略）</p> <p>第4章～第10章（略）</p> <p>別記</p> <p>1 Group-Etherサービスの提供区間等</p> <p>Group-Etherサービスは、次に掲げる提供区間において提供します。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 加入者回線の終端又はGroup-Etherサービス取扱所に収容する他社接続契約者回線の接続点とサービスインタワークポイント（イーサネット網とUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に定めるイーサネット網との接続点をいいます。以下この欄において同じとします。）との間</p> <p>2～16（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 契約</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>第13条 V P Nセンター契約の申込みをするときは、V P N代表者が、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>（注）本条第1項第2号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービス（令和2年7月1日付でUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものに限ります。）に係る電気通信設備との間で行う通信とします。</p> <p>第14条～第23条（略）</p> <p>第4章～第10章（略）</p> <p>別記</p> <p>1 Group-Etherサービスの提供区間等</p> <p>Group-Etherサービスは、次に掲げる提供区間において提供します。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 加入者回線の終端又はGroup-Etherサービス取扱所に収容する他社接続契約者回線の接続点とサービスインタワークポイント（イーサネット網とUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に定めるUniversal One網との接続点をいいます。以下この欄において同じとします。）との間</p> <p>2～16（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p>

～2020年6月30日

2020年7月1日～

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 Group-Etherサービス契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) この備考の1欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第4編）に定めるイーサネット通信サービスとします。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	品 目	内 容	(略)	(略)
品 目	内 容				
(略)	(略)				
(3)～(5) (略)	(略)				

2 料金額 (略)

第2 (略)

第2表～第3表 (略)

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) (略)	(略)				
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) この備考の1欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービス（令和2年7月1日付でUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものに限ります。）とします。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	品 目	内 容	(略)	(略)
品 目	内 容				
(略)	(略)				
(3)～(5) (略)	(略)				

2 料金額 (略)

第2 (略)

第2表～第3表 (略)